

P F I 標準契約 1（公用施設整備型・サービス購入型版）の一部改正について

P F I 標準契約 1（公用施設整備型・サービス購入型版）（平成 22 年 3 月 30 日民間資金等活用事業推進委員会）の一部を次のように改定する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（物価の変動に基づく施設整備に係るサービス対価の変更）</p> <p><u>第五十一条</u> <u>管理者等又は選定事業者は、事業期間内で〔改定の基準とする時点〕から十二月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設整備に係るサービス対価が不相当となったと認めるときは、相手方に対して施設整備に係るサービス対価の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>2</u> 管理者等又は選定事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（施設整備に係るサービス対価から当該請求時の出来形部分に相応する施設整備に係るサービス対価を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、施設整備に係るサービス対価の変更に応じなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（物価の変動に基づく施設整備に係るサービス対価の変更）</p> <p><u>第五十一条</u> 特別な要因により、〔改定の基準とする時点〕以降に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備に係るサービス対価が不相当となったときは、管理者等又は選定事業者は、施設整備に係るサービス対価の変更を請求することができる。</p> <p>[項を加える。]</p>

<p><u>3</u> 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、[] に基づき管理者等と選定事業者とが協議して定める。</p> <p>ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあつては、管理者等が定め、選定事業者に通知する。</p> <p><u>4</u> 第1項の規定による請求は、この条の規定により施設整備に係るサービス対価の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「[改定の基準とする時点]」とあるのは、「直前のこの条に基づく施設整備に係るサービス対価変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p><u>5</u> 特別な要因により、[改定の基準とする時点]以降に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備に係るサービス対価が不相当となったときは、管理者等又は選定事業者は、前各項の規定によるほか、施設整備に係るサービス対価の変更を請求することができる。</p> <p><u>[6・7 略]</u></p> <p>(注1) [略]</p> <p><u>(注2)</u> 第3項中 [] の部分には、たとえば、物価指数を記入する。</p> <p><u>(注3)</u> [略]</p>	<p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>[項を加える。]</p> <p><u>[2・3 同左]</u></p> <p>(注1) [同左]</p> <p>[加える。]</p> <p><u>(注2)</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	